

逗子市情報セキュリティコンサルティング業務に係る
公募型プロポーザル方式事業者選考要領

令和 8 年 9 月

逗子市

経営企画部 デジタル推進課

1. 業務の概要

- (1) 業務名
逗子市情報セキュリティコンサルティング業務
- (2) 業務の目的
別紙逗子市情報セキュリティコンサルティング業務委託仕様書兼企画提案依頼書（以下「仕様書兼企画提案依頼書」という。）のとおり。
- (3) 業務の内容
別紙仕様書兼企画提案依頼書のとおり。
- (4) 委託期間
契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (5) 予定価格
1,468,500円（税込み金額）

2. 参加要件

- (1) 令和7年度及び8年度逗子市競争入札参加資格者名簿の一般委託「情報処理業務委託」に登録、又は、提案日までに登録されていること。
- (2) 提案書提出期限から契約締結までの全期間にわたって、次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 逗子市一般競争入札参加停止及び指名停止措置基準（平成18年4月1日施行）に基づく停止措置を受けていないこと。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び逗子市財務規則（平成3年逗子市規則第6号）第122条の規定により、本市の入札参加制限を受けていないこと。
 - ウ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、逗子市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にない者であること。
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び逗子市暴力団排除条例（平成23年逗子市条例第15号）第2条各号（第4号を除く。）に規定する暴力団等でないこと。
- (3) 地方自治体において、情報セキュリティコンサルティング業務の実績があること。
- (4) 選考された受注者は次の審査登録（認証や認定）を受けていること。
 - ア プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）により使用を認められる登録商標）
 - イ ISO27001 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）

ウ IS09001 品質マネジメントシステム (QMS)

3. 企画提案書の内容等

仕様書兼企画提案依頼書に従い、企画提案書を作成し提出すること。記述方式は仕様書兼企画提案依頼書の3企画提案依頼についての(1)から(6)に従って記述すること。また、企画提案書は、同じものでプレゼンテーションと質疑応答を行うことを考慮してA4サイズ横書きとする。なお、企画提案書には社名等提案者を特定できる名称等は記載しないこと。(提案書(様式3)に社名等記載し、企画提案書に添付すること。)

4. 見積書

仕様書兼企画提案依頼書の2(4)業務内容アからカの項目を網羅する作業一式の金額を本要領1(5)の予定価格を超えない範囲で、見積書(様式4)の様式にて提出すること。なお、仕様書兼企画提案依頼書の2(4)業務内容アからカの項目ごとにエクセルの表にて細目を添付すること。

5. スケジュール

選定に係るスケジュールは次のとおりとする。

内容	期日
募集要領等の公表	令和8年9月4日(金)
募集要領等に関する質問の受付期限	令和8年9月11日(金) 正午まで
募集要領等に関する質問に対する回答	令和8年9月17日(木)までに公表(予定)
企画提案書等の提出期限	令和8年10月1日(木) 17時まで
第1次審査(書類審査)	令和8年10月7日(水)~10月15日(木)まで
第1次審査(書類審査)結果通知日	令和8年10月16日(金)
第2次審査(プレゼンテーション審査)	令和8年10月20日(火)
結果通知	令和8年10月末から11月上旬

(1) 質問の受付期限

質問事項があれば質問書(様式1)により、令和8年9月11日(金)正午までに電子メールにて経営企画部デジタル推進課へ提出すること。

(提出先: jouhou@city.zushi.lg.jp)

(2) 質問の回答

質問書の提出があった場合は、令和8年9月17日(木)(予定)までに逗子市ホームページに掲載することにより回答する。

(3) 企画提案書等の提出期限

令和8年10月1日(木)午後5時までに経営企画部デジタル推進課へ持参若

しくは郵送で提出すること（提出期限必着）。提出物は、参加意思表明書（様式 2）、提案書（様式 3）、企画提案書及び見積書（様式 4）並びに見積細目の正本 1 部と副本 5 部とする。なお、企画提案書及び見積書（様式 4）並びに見積細目については、併せて電子データを経営企画部デジタル推進課へ提出すること。

（提出先：jouhou@city.zushi.lg.jp）

(4) 第一次審査結果通知

参加者全員に、令和 8 年 10 月 16 日（金）（予定）までに通知する。

(5) 第二次審査

第一次審査を通過したものについては、プレゼンテーションと質疑応答を選考委員会で審査する。なお、日時等は第一次審査通過者に別途通知する。（令和 8 年 10 月 20 日（火）を予定。）

(6) 審査結果通知

第二次審査結果は、審査実施後速やかに最終選考者に通知し、契約手続きを開始し、契約を締結する。

6. 選考方法

(1) 審査

本市の仕様書兼企画提案依頼書に従って提案された企画提案書の充足度と内容について、選考委員会で定めた評価基準に沿って審査を行い、最も評価点の高い企画提案書を選定する。第一次審査にて提案する事業者が多かった場合は、評価点合格者上位 3 者を選考する。

(2) 審査内容

ア 第一次審査

逗子市情報セキュリティコンサルティング業務に係る公募型プロポーザル方式事業者選考委員会で定めた評価基準に沿って審査を行う。

イ 第二次審査

第二次審査の時間は 40 分（準備：5 分、プレゼンテーション：25 分、質疑応答：10 分）とし、仕様書兼企画提案依頼書の 3 企画提案依頼についての(1)から(6)の順番に従い、何の説明なのかを明確に示して行うこと。第二次審査では、プレゼンテーションと質疑応答により第一次審査の内容を確認する位置付けとする。

プレゼンテーションの時間は 25 分とし、上記の項目を全て網羅できない場合でも 25 分で打ち切り質疑応答を行うものとする。

なお、第二次審査には、企画提案書に記載された本業務のプロジェクトリーダー及びプロジェクトメンバーが必ず参加すること。また、プレゼンテーション実施者は本業務のプロジェクトリーダー、プロジェクトメンバーの順が望

ましいため、誰がプロジェクトリーダーであるかプロジェクトメンバーであるかを明らかにすること。

※提案書（様式 3）に事業者名を記載し、企画提案書には事業者等が特定できる名称は記載しないこと。また、プレゼンターは、事業者名等が特定できる名称は言及しないこと。

(3) 選考方法

ア 第一次審査と第二次審査の結果より評価点を算出し、評価点が最も高い提案者を受注候補者として選定する。なお、評価点が 2 番目に高かった提案者を補欠受注候補者とし、受注候補者が辞退した場合は、補欠受注候補者が受注候補者となる。

イ 評価点が同点である場合は、別表の採点表に基づき、配点 5 点の項目で満点（5 点）を獲得した回数が多い者を受託候補者とする。

ウ 評価点が同点であり、配点 5 点の項目における満点（5 点）の獲得数が同じ場合は、配点 5 点の項目における 0 点の獲得数が少ない者を受託候補者とする。

エ イ、ウの条件でも選定ができない場合、より見積金額の低い者を受託候補者とする。

7. 審査採点

(1) 審査の配点は、次の割合で設定する。

第一次審査	52 点
第二次審査	18 点
合計	70 点満点

(2) 採点は、別表の審査採点表のとおりとする。

なお、見積費用については 1 に記載の予定価格を超えないこと。上回った場合は、失格とする。また、各々可能な限り内訳をエクセルにて明細を記載して添付すること。

(3) 審査については、逗子市情報セキュリティコンサルティング業務に係る公募型プロポーザル方式事業者選考委員会において実施する。

8. 事務局

〒249-8686

神奈川県逗子市逗子 5 丁目 2 番 16 号

逗子市経営企画部デジタル推進課

電話：046-873-1111（内線 351, 352）

ファクシミリ：046-873-4520

e-mail : jouhou@city.zushi.lg.jp

9. その他

- (1) 提案に係る費用は、すべて提案事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は一切返却しない。
- (3) 企画提案書類等に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
なお、仕様書兼企画提案依頼書と企画提案された内容が契約の仕様内容となることを前提とするが、変更を行う可能性がある。
- (4) 企画提案書等は、逗子市情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求により公開される場合がある。そのため、企業秘密など公開されることにより貴社が不利益を被る恐れのある情報が含まれないようにすること。
- (5) 本選考により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。